

申請時においてよくある不備と正しい入力の仕方・提出方法

分類	不備の例	正しい提出方法
所得状況	給与所得者が提出する書類が必要なのに、本人の所得に関する書類(源泉徴収票等)が提出されている。	日本人学生の場合は、本人ではなく、家計支持者(父母両方)の所得に関する書類(源泉徴収票等)を提出してください。(ただし、独立生計での申請を希望される方は、本人の所得に関する書類を提出してください。) 外国人留学生の場合は、本人の所得に関する書類を提出してください。
所得状況	家計支持者の所得が無収入の場合に入居申請書 にその情報が入力されていない。	無収入の者は、入居申請書の所得の種類欄に無職、金額欄に0(ゼロ)を入力してください。
所得状況	給与所得がある場合に源泉徴収票のみ提出されている。(又は課税証明書のみ提出されている。)	給与所得がある場合、源泉徴収票と課税証明書の両方を提出してください。
所得状況	給与以外の所得(確定申告や年金など)がある場合に入居申請書に入力されていない。	給与以外の所得がある場合、入居申請書に入力し、提出書類チェックリスト」を確認のうえ、それぞれの所得に応じて必要な書類を提出してください。
所得状況	預貯金、仕送りがある場合に入居申請書の所得状況欄に預貯金、仕送り金額が入力されていない。	預貯金または仕送りがある場合は、入居申請書の所得状況欄に入力するとともに「様式7その他所得証明書等表紙(2)」に金額を入力し、氏名と預貯金残高がわかるもの(通帳の写等)を提出してください。その際、該当の金額がわかるように、通帳の写し等の該当箇所をマーカー等で示してください。

※申請時において不明なことがあった場合は、必要書類を提出する前に学務部厚生課厚生掛<075-753-2533、840kousei@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

(*を@に変えて送付ください)>へ連絡してください。